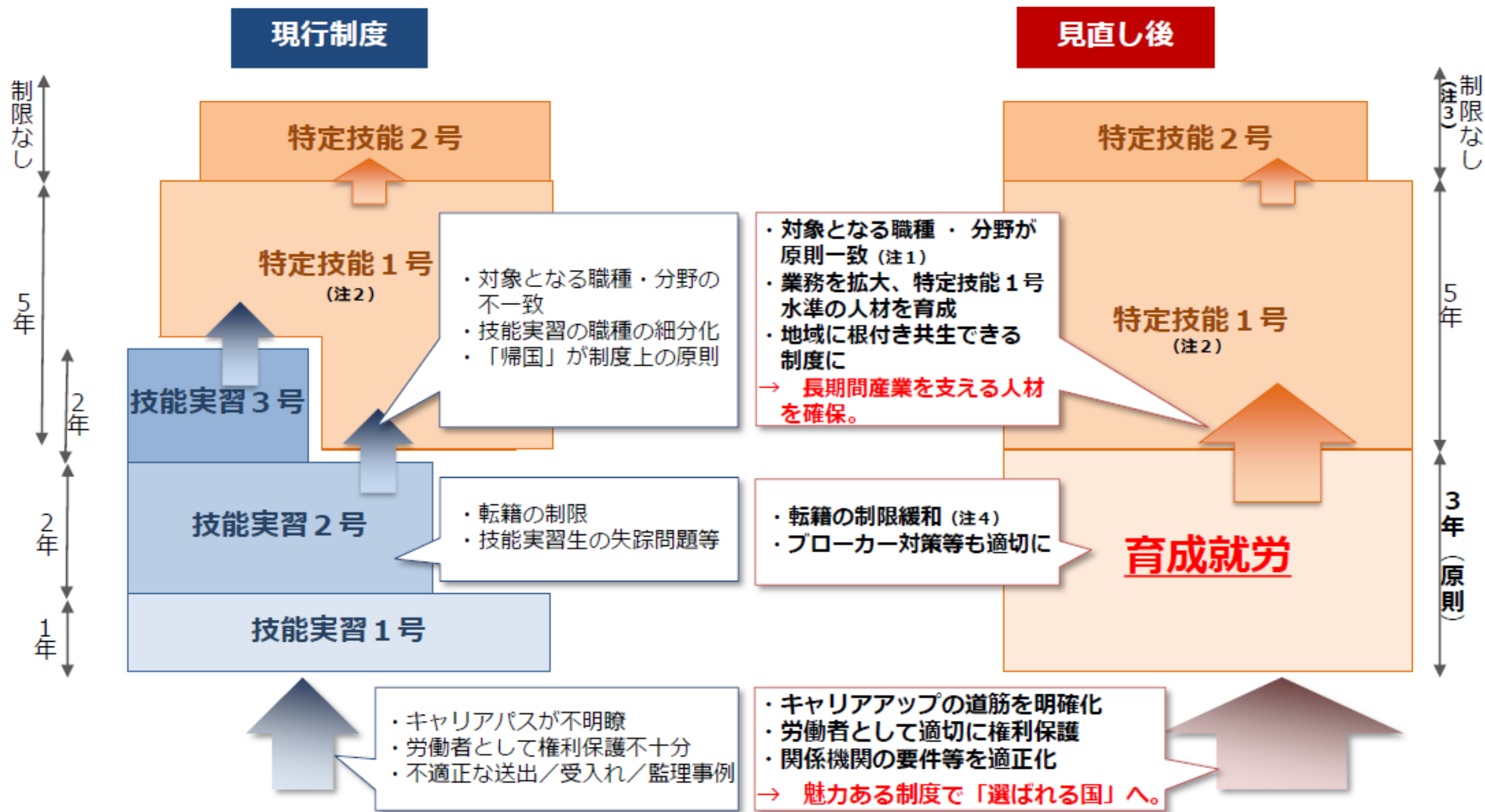


# 造船・舶用工業分野における外国人材の受入れ (育成就労・特定技能)

---

国土交通省海事局  
船舶産業課

# 制度見直しのイメージ図



(注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。

(注2) 特定技能1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

(注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

(注4) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
  - ・ 同一機関での就労が1～2年(分野ごとに設定)を超えている
  - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
  - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

## 基本方針、分野別運用方針及び関係省令

### 1 基本方針

入管法及び育成就労法に基づき、特定技能制度及び育成就労制度の運用の基本的事項について定めるもの

### 2 分野別運用方針

入管法及び育成就労法に基づき、かつ、基本方針にのっとり、各分野ごとに特定技能制度及び育成就労制度の運用に関する事項について定めるもの

### 3 関係法令

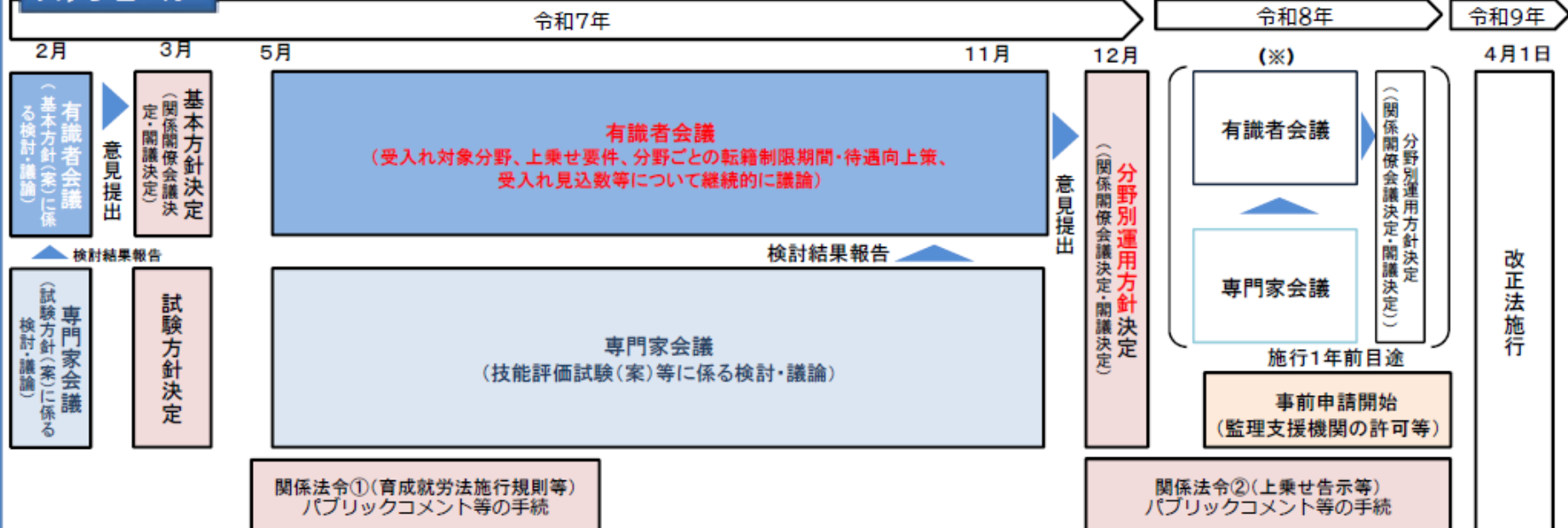
#### ① 育成就労法施行規則等

入管法及び育成就労法からの委任により同法の詳細な内容（育成就労計画の認定基準、監理支援機関の許可基準等）について定めるもの

#### ② 上乗せ告示等

分野の特性に応じて上乗せ要件等を定めようとする特定の分野及び当該上乗せ要件等を定めるもの（分野別運用方針を踏まえて令和7年12月頃から必要な告示等を整備していく予定）

## スケジュール



※ 各分野において、分野別運用方針の変更を要する場合や、更なる受入れ対象分野の追加希望があれば、検討する(令和9年度以降も同様に運用予定)。

# 特定産業・育成就労産業分野

- 特定産業分野として19分野が、育成就労産業分野として17分野が指定  
(自動車運送業分野、航空分野は特定産業分野のみ。)



造船・船用工業分野では、育成就労外国人及び特定技能外国人の受入れが可能。

介護分野

ビルクリーニング  
分野

建設分野

工業製品製造業  
分野

リネンサプライ分野

造船・船用工業  
分野

自動車整備分野

宿泊分野

航空分野

物流倉庫分野

自動車運送業  
分野

農業分野

漁業分野

鉄道分野

資源循環分野

外食業分野

木材産業分野

林業分野

飲食料品製造業  
分野

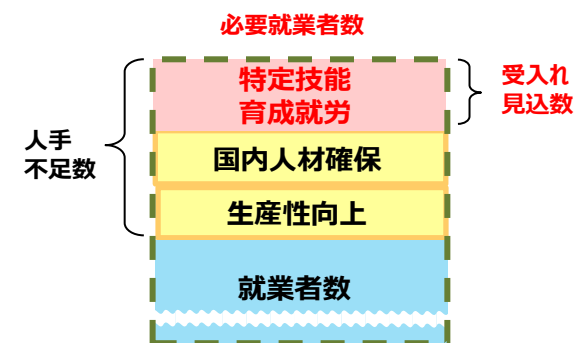
■ : 既存分野

■ : 既存分野のうち  
新たな業務等を  
追加する分野

■ : 新たに追加する分野

# 令和11年3月までの外国人受入見込数

- 5年ごとに受入れ見込数を示し、人手不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない（基本方針第二3（3））。受入れ分野は、生産性向上や国内人材確保の取組を行った上でなお、人手不足が深刻であり、分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要なものに限られる。
- 受入れ見込数は、受入れ上限として運用するものであるが、令和6年3月の設定時より更なる生産性向上、国内人材確保の取組を行うよう見直すなどして、精査した。



外国人全体で、特定技能80万5,700人、育成就労42万6,200人 計123万1,900人（令和11年3月末まで）

うち、造船・船用工業分野では、特定技能23,400人、育成就労13,500人 計36,900人

分野	介護	ビルクリーニング	建設	造船・船用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食料品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環	合計
参考：特定技能（R6.3設定）	135,000	37,000	80,000	36,000	10,000	23,000	24,500	78,000	17,000	53,000	1,000	5,000	173,300	4,400	3,800	139,000				820,000
特定技能	126,900	32,200	76,000	23,400	9,400	14,800	22,100	73,300	14,800	50,000	900	4,500	199,500	4,900	2,900	133,500	4,300	11,400	900	805,700
育成就労	33,800	7,300	123,500	13,500	9,900	5,200		26,300	2,600	5,300	500	2,200	119,700		1,100	61,400	3,400	6,900	3,600	426,200
分野全体	160,700	39,500	199,500	36,900	19,300	20,000	22,100	99,600	17,400	55,300	1,400	6,700	319,200	4,900	4,000	194,900	7,700	18,300	4,500	1,231,900

※育成就労については、令和9年4月（制度開始）からの受入れ  
 ※1号特定技能外国人 333,123人、技能実習生 449,432人（いずれも令和7年6月末の在留者数）

## ○育成就労・特定技能における技能水準及び日本語能力水準

	育成就労の 就労開始時	育成就労 1年経過時	本人意向 による転籍時	育成就労終了時 (3年経過時)	特定技能2号
				特定技能1号	
技能水準 (育成就労から 特定技能)	—	技能検定基礎級 溶接育成就労評価試験 (初級)	技能検定基礎級 溶接育成就労評価試験 (初級)	技能検定3級 溶接育成就労評価試験 (専門級)	技能検定1級 特定技能2号評価試験 (CBT)
技能水準 (試験ルート)	—	—	—	特定技能1号評価試験 (CBT)	
日本語能力 水準	A1相当以上 又は A1相当の講習受講	A1相当以上	A2.1相当以上	A2.2相当以上	B1相当以上

## 【参考】現在の技能実習・特定技能における技能水準及び日本語能力水準

	技能実習の 就労開始時	技能実習1号終了時 (1年経過時)	—	技能実習2号終了時 (3年経過時)	特定技能2号
				特定技能1号	
技能水準 (技能実習から 特定技能)	—	技能検定基礎級 溶接技能評価試験 (初級)	—	技能検定3級 溶接技能評価試験 (専門級)	技能検定1級 溶接技能評価試験 (上級) 特定技能2号評価試験
技能水準 (試験ルート)	—	—	—	特定技能1号評価試験	
日本語能力 水準	—	—	—	A2.1相当以上 (技能実習良好は免除)	—

# 育成就労外国人に対する転籍制限

- 育成就労制度においては、本人意向による転籍が認められているが、転籍制限期間は、1年とすることを 目指しつつも、当分の間、育成就労産業分野ごとに、その業務内容等を踏まえて1年から2年までの範囲内で設定することとなっている（基本方針第四2（1）イ）。
- また、1年を超える転籍制限期間を設定した場合には、待遇向上策の設定が求められている。

➡ 造船・舶用工業分野において、転籍制限期間の上限を2年に設定し、以下の要件が求められている。

技能水準 : 技能検定基礎級、育成就労評価試験(初級)

日本語能力水準 : A1相当以上

待遇向上策 : 毎年、協議会において設定・公表された昇給率以上の昇給率を導入

また、転籍制限期間については、制度施行から3年の経過後、見直しを検討する

	介護	ビルクリーニング	建設	造船・舶用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環
1年を超える転籍制限（「-」は転籍制限期間が1年の分野）	2年	-	2年	2年	2年	-		-	-	2年	-	-	2年		-	2年	-	-	2年